

審 査 基 準

平成 2 9 年 3 月 1 2 日 作 成

法 令 名	道 路 交 通 法
根 拠 条 項	第 101 条 の 2 第 3 項
処 分 の 概 要	更 新 期 間 前 に お け る 免 許 証 の 更 新 (適 性 検 査 に よ り 判 断 す る 場 合 以 外 の 場 合)
原 権 者 (委 任 先)	鳥 取 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め	道 路 交 通 法 第 92 条 の 2 第 1 項 (免 許 証 の 有 効 期 間)、 第 101 条 の 2 第 1 項 (免 許 証 の 更 新 の 特 例)、 第 101 条 の 3 (更 新 を 受 け よ う と す る 者 の 義 務)、 第 101 条 の 4 第 1 項 及 び 第 2 項 (70 歳 以 上 の 者 の 特 例) 道 路 交 通 法 施 行 令 第 33 条 の 7 (優 良 運 転 者 及 び 違 反 運 転 者 等 に 係 る 基 準)、 第 37 条 の 5 (免 許 証 の 更 新 の 特 例)、 第 37 条 の 6 (免 許 証 の 更 新 を 受 け よ う と す る 者 に 対 す る 講 習 を 受 け る 必 要 が な い 者)、 第 37 条 の 6 の 2 (免 許 証 の 更 新 を 受 け よ う と す る 者 に 対 す る 講 習 を 受 け る 必 要 が な い 者) 道 路 交 通 法 施 行 規 則 第 29 条 (免 許 証 の 更 新 の 申 請 等)、 第 29 条 の 2 (免 許 証 の 更 新 の 申 請 等) 運 転 免 許 に 係 る 講 習 等 に 関 す る 規 則 第 2 条
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	1 日
申 請 先	申 請 書 は、 東 部、 中 部 又 は 西 部 の 各 地 区 運 転 免 許 セ ン タ ー の 窓 口 に 提 出 し て く だ さ い。
問 い 合 わ せ 先	鳥 取 県 警 察 本 部 交 通 部 運 転 免 許 課
備 考	